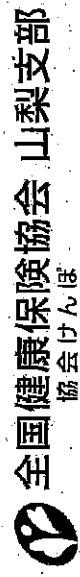


令和元年度 第2回 評議会事前資料－4

平成30年度 支部事業実施結果について



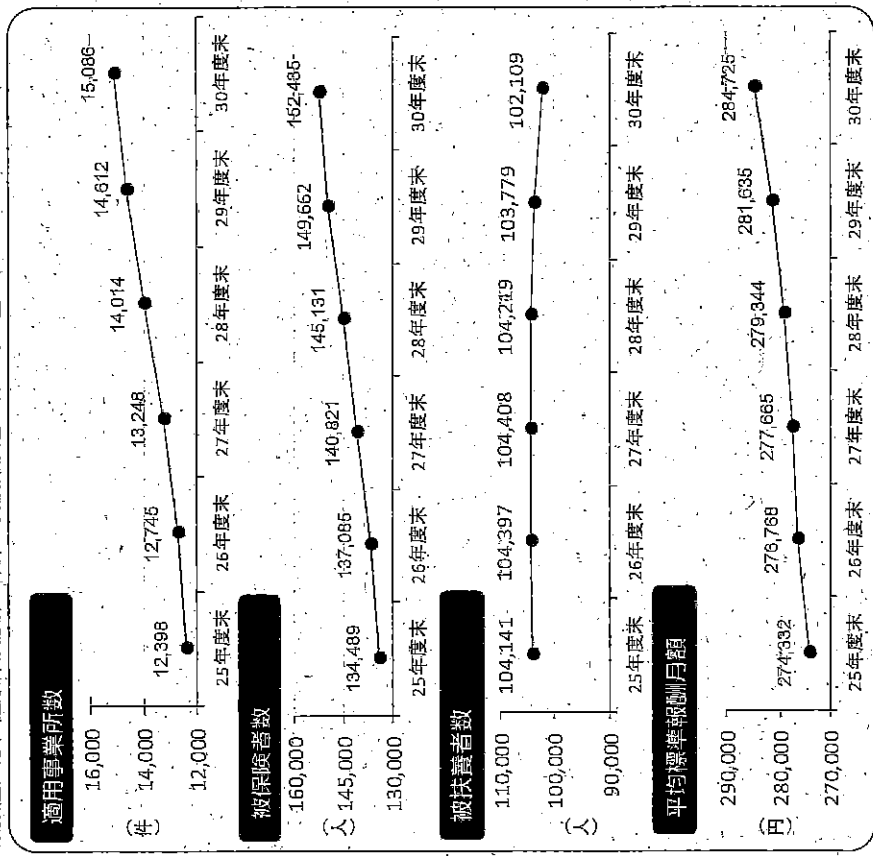
企画総務グループ

1. 平成30年度山梨支部 加入者、事業所の状況

◎ 適用事業所数、加入者数、平均標準報酬月額

	30年度末		対前年度	
	増減数	増減率	増減数	増減率
適用事業所数	14,612	+598	+598	+4.3%
被保険者数	(人) 149,662	+4,531	+4,531	+3.1%
任意継続被保険者数(再掲)	(人) 1,209	+28	+28	+2.4%
被扶養者数	(人) 103,779	▲440	▲440	▲0.4%
平均標準報酬月額	(円) 281,635	+2,291	+2,291	+0.8%

※数値には、健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まず。



◎ 保険給付費

	30年度計		対前年度	
	増減額	増減率	増減額	増減率
保険給付費	38,256	+887	+887	+1.0%
医療給付費	35,475	+353	+353	+1.0%
現物給付	34,743	+348	+348	+1.0%
医科(入院)	10,959	+127	+127	+1.2%
医科(入院外)	13,305	+288	+288	+2.2%
歯科	3,405	+126	+126	+3.8%
薬剤	6,884	▲130	▲130	▲1.8%
入院時食事療養・生活療養費	127	▲61	▲61	▲32.5%
訪問看護	62	+1	+1	+1.0%
現金給付	732	+5	+5	+0.6%
療養費	481	▲9	▲9	▲1.8%
移送費	0	+0	+0	+579.5%
高額療養費	251	+13	+13	+5.5%
その他の現物給付	2,781			+1.2%
傷病手当金	1,275	+49	+49	+4.0%
埋葬料(費)	12	▲0	▲0	▲2.0%
出産一時金	1,019	▲53	▲53	▲4.9%
出産手当金	474	+39	+39	+8.9%

※数値には、健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まず。

2. インセンティブ制度

◎ インセンティブ制度

実績 全国45位※(総合)

※平成30年4月から9月分の実績において

(1) 制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

(2) 評価指標

特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価
評価方法は偏差値方式。平均偏差値50を素点50とし、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部を順位付けする

(3) インセンティブ効果

全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%を盛り込む。
制度導入に伴う激変緩和措置として、新たな負担分は3年間で段階的に導入する

- ◆ 平成30年度(平成32(令和2)年度保険料率に反映) 0.004%
- ◆ 平成31(令和1)年度(平成33(令和3)年度保険料率に反映) 0.007%
- ◆ 平成32(令和2)年度(平成34(令和4)年度保険料率に反映) 0.01%

評価指標に基づき全支部を順位付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引き下げを行う。

(4) 30年度実績

平成30年4月から9月分の実績による支部の状況については次のとおり

- ◆ 指標1: 特定健診等の受診率 30位
- ◆ 指標2: 特定保健指導の実施率 35位
- ◆ 指標3: 特定保健指導の対象者の減少 44位
- ◆ 指標4: 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率 45位
- ◆ 指標5: ジェネリック医薬品の使用割合 43位

□ 総合 45位

(5) 課題・今後の取り組み

- ・ インセンティブ制度の把握度・理解度の向上にむけた広報力の強化
- ・ 各指標に係る具体的な取り組みの提示や活用ツールの紹介
- ・ 上記による事業主等の意識形成、行動変容の促し

3. ジェネリック医薬品の使用促進

◎ KPI ジェネリック医薬品使用割合(新指標・数量ベース)71.2%以上 → 実績(平成31年1月)72.2%
＜参考＞実績(平成30年4月)66.1%

(1) 取組状況

- 1) 医療機関への働きかけ
県内51病院の訪問(H30.6～9)、335診療所への「お知らせ」送付(H30.8)
耳鼻咽喉科29機関、小児科27機関への文書送付、内3機関を訪問(H30.2～3)
- 2) 薬局への働きかけ
401薬局への「お知らせ」送付(H30.4)、「お知らせ」2回目 385薬局:郵送、22薬局は訪問(H30.11)
お薬手帳カバー(ジェネリックQ&A冊子付き)の配布、332薬局へ加入者向けに7,564冊を配布
- 4) 広報
・懸垂幕の設置
・のぼり旗の設置
・マグネットシートの貼付
・広報物(Q&A冊子等)の配布
・新聞広告
山梨県庁、中央市役所、富士川町役場、笛吹市役所、甲府駅ビル
中央市、富士吉田市、山梨市、都留市商工会、昭和町、甲府市
各イベント(社会保険委員会イベント、自治体イベント、研修会)
支部公用車3台に貼り付け
健康づくりイベント、各会議、医療機関、薬局、駅 等
山梨日日新聞:1月27日(日)、山梨新報:1月18日(金)
- 5) 自治体との連携
・オリジナル希望カードの作成
園児を対象としたオリジナルの希望カードの配布。
富士吉田市、昭和町、笛吹市、中央市、山梨市 <5市町、約1,500名>
小中学校全生徒を対象として、医療費負担の仕組みとジェネリック使用促進を記載したチラシを配布。
・啓発チラシの配布
笛吹市、富士吉田市、昭和町<3市町、10,900名>
保健所主催の医師・薬剤師意見交換会での説明と意見発信(計4回、H31.2～3)
- 6) ジェネリック医薬品軽減額通知
山梨県事業への参画
第1回(H30.8)山梨支部送付人数 30,654人 切替人数 7,869人(切替率25.7%) 効果額 11.8百万円/月
第2回(H31.2)山梨支部送付人数 23,047人 結果はR01.8(填判明の予定)
- 7) 健康保険委員研修
講演「ジェネリック医薬品使用促進における現状と課題」を実施(H30.11)
県内6か所での研修会での周知(H31.3)

(2) 課題と今後の取組

- ・全国平均を上回るペースで使用割合が伸びてきたが、まだ全国平均とは開きがある。(全国平均との差6.8%)
- ・医療機関、薬局、加入者、あらゆる方面への働きかけを引き続き行っていく。
特に割合の低い小児の保護者への啓発、花粉症患者への通知送付など、より効果的な取り組みを強化する。

4. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

◎ KPI 健康保険委員委嘱状況(被保険者カバー率および委嘱者数) KPI 41.3% → 実績43.7% 1,404名 (H31.3末)
<参考>前年度実績 41.1% 1,315名 (H30.3末)

(1) 健康保険委員委嘱者数

平成30年度末 1,404名(対前年度末 +89名) 被験者カバー率 43.7%

(2) 主な取組

・健康保険委員等の協力を得て、健康づくり事業を実施。

①ウオーキング大会(12回) 1,250名(対前年度+123名) ②グランドゴルフ大会等(3回) 136名(対前年度+37名)

③スポーツ大会(1回) 81名(対前年度▲21名) ※雨天のため1大会が中止。

・委嘱者数拡大に向け、未登録事業所への勧奨を実施。

平成29年8月 760件

平成30年2月 1,399件

・山梨県年金委員・健康保険委員研修会の開催(11月)

11月21日 参加者:135名

研修内容:ジェネリック医薬品使用促進における現状と課題

上記研修会とあわせて、健康保険委員表彰の伝達式を行い、厚生労働大臣表彰1名、理事長表彰2名、支部長表彰7名を表彰。

・健康保険委員・年金委員研修会の開催(3月)

3月8日～3月26日の間、県内6会場において日本年金機構と合同で開催。

参加者 :208名(6会場。対前年-115名)

研修内容 :平成31年度保険料率・インセンティブ制度、事業所とのコラボヘルスによる健康宣言運動、任意継続・限度額適用認定証

・新聞広告に対するアンケートの実施

・ジェネリック医薬品(2月)

回答率:147件(アンケート回収数157件、回答率:93.6%)

新聞広告を見たか 「見た」の回答:39%

(3) 今後の取組

・研修会の開催等を通じて、健康保険制度を理解いただく機会を提供し、委員活動の支援を行う。

・研修会参加者の減少に伴い、開催時期等を含めた抜本的な見直しを検討する。

・これまでの活動に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数のさらなる拡大に努める。

5. 県等関係方面への積極的な発信および自治体等との連携強化

◎ 各種取組状況

(1) 参加協議会

- 山梨県保険者協議会 ・ 山梨県後発医薬品安心使用促進協議会 ・ 地域医療構想調整会議(中北構想区域) ・ 健やか山梨21推進会議
- 山梨県後期高齢者医療懇話会 ・ 山梨県地域、職域保健連携推進協議会 および 地区(4区域)の地域、職域保健連携推進協議会
- 山梨県被用者保険等保険者連絡協議会 ・ 3市(甲斐市、都留市、甲州市)の国民健康保険運営協議会

(2) 覚書「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」の締結状況

- 山梨県 ・ 富士吉田市 ・ 富士川町 ・ 昭和町 ・ 笛吹市 ・ 中央市
- 甲府市(H30.7) ・ 山梨市(H30.12) ・ 市川三郷町(H31.1)
- 山梨県薬剤師会 ・ 山梨県歯科医師会

(3) 主な取組

- ジェネリック医薬品に関する山梨支部の取組の報告や懸垂幕設置の依頼、使用促進へ向けた意見発信。
- 山梨県主催の世界禁煙デーイベントへの参加。
- 覚書を締結した市町や保険者協議会主催のイベントへの参加。
- 山梨県薬剤師会と連携した「お薬手帳カバー」配布事業の実施。
- 山梨県歯科医師会主催の「山梨県民歯科保健のつどい」への参画(H30.1.1)

(4) 今後の取組

- ジェネリック医薬品使用促進の取組み(懸垂幕設置等の広報、希望カード・医療費啓発チラシの配布 等)の継続と拡大を通じて、覚書締結自治体との連携をさらに深める。
- 山梨県薬剤師会と連携した「お薬手帳カバー」配布事業の実施。
- 地域医療構想調整会議、4区域全てにおける被用者保険者の委員委嘱へ向けた関係機関への働きかけ。
- 保険者協議会と連携した医療費、健診結果の共同分析を進める。
- 覚書締結自治体、保険者協議会 等、関係団体イベントへの参画。
- 各協議会等で意見発信を行う。

6. 健康宣言事業(第2期データヘルス計画コラボヘルス関係)

◎ 支部目標 「目指そう! 健康事業所」に参加する事業所が100件以上となる → 実績 30年度125社 総計 149社
 <参考>前年度実績 29年度 12社 総計 24社

(1) 取組状況・実績

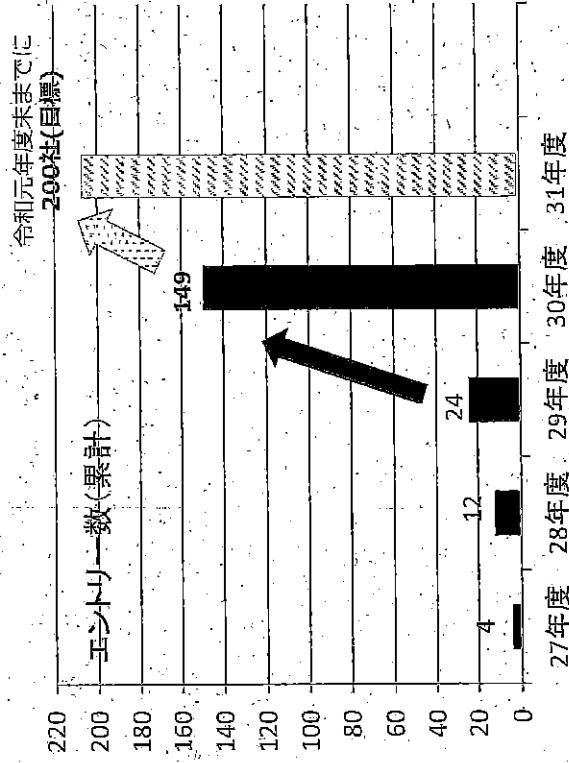
- 健康勧奨方法等の見直し及び電話勧奨と併せた勧奨を2回に分けて実施。
- 新規エントリー事業所 125社 (平成30年度末総計 149社)

(2) 課題と今後の取組み

- 宣言事業所のエントリー数拡大
 → 令和元年度は「100社以上」から「200社以上」に変更
- 宣言事業所への支援体系の構築
- 宣言事業所の健診・特定保健指導実施率向上

平成31年3月末現在

	エントリー事業所数 (単年)	エントリー事業所数 (累計)
27年度	4社	4社
28年度	8社	12社
29年度	12社	24社
30年度	125社	149社



※参考：健康経営優良法人2019 (H31.2.21発表)

(中小規模法人部門) 認定 3社

※ 山梨支部加入事業所 (「目指そう! 健康事業所」エントリー事業所)

保健グループ

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）概要

山梨支部の健康課題と第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）

- 1人当たり入院外医療費が全国平均より高く、伸びも大きい。
- 糖尿病、高血圧症の1人当たり入院外医療費が全国平均を上回っている。
 - ・糖尿病は30歳代で1人当たり入院外医療費、受診率ともに全国平均より高く推移している。40歳代では、1人当たり入院外医療費、受診率とも伸びが大きい。
 - ・高血圧症は40歳代で1人当たり入院外医療費、受診率ともに高く推移。
- 腎不全の1人当たり医療費が伸びており、特に30歳代、50歳代の伸びが大きい。
- 特定疾病受領証を発行した者のうち、糖尿病が確認できた割合は約7割。
- 空腹時血糖は全国と比べて良好な一方、HbA1cは男女とも高値の割合が大きい。
- 男性は収縮期血圧130mmHg以上、拡張期血圧85mmHg以上の割合が大きい。また、重症高血圧（収縮期血圧180mmHg以上、拡張期血圧110mmHg以上）も大きい。
- 問診の結果では、運動習慣のある者の割合が大きい一方、特定保健指導の利用を希望する割合が小さい。

山梨支部加入者の傾向

- 標準化死亡率では、男性で腎不全が全国と比べて高め。
- 糖尿病性腎症による新規透析患者数が多い。
- 食塩摂取量が多く、喫煙者の割合（男性）が大きい。また男性は歩数が少ない。

山梨県の傾向

以上から、山梨支部の第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）では、糖尿病による人工透析者の新規発生を抑えることを上位目標とし、重症化予防に取り組みとともに、事業所とのコラボヘルス・自治体との連携を進め、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上を図る。合わせて、加入者へのポピュレーションアプローチを実施する。

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）概要

山梨支部 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）目標

上位目標

- 対象者が必要な治療等を受けることによって糖尿病による人工透析者の新規発生が10%減少する

中位目標

- 空腹時血糖値が126mg/dl以上の者を5.1%以下とする
- HbA1Cが6.5%以上のものを7.1%以下とする。

下位目標

- 特定健診 特定健診受診率を70.5%にする
- 特定保健指導 特定保健指導実施率を35%にする
- 重症化予防事業
 - ①血糖値やHbA1Cの値が二次勧奨の域の人が医療機関を受診する割合を対象者の15%にする
 - ②血糖値やHbA1Cの値が一次勧奨域で、e-GFRが60未満の人が医療機関を受診する割合を平成28年度比20%増にする
 - ③運動勧奨を行った人のうち、週2回以上運動する人の割合を平成28年度比5%増にする
- コラボヘルス 「目指そう！健康事業所」に参加する事業所が200件以上となる
- 健康増進 加入事業所に糖尿病予防のチラシを送付し、加入者の糖尿病についての理解を深める

1. 平成30年度健診実施結果

特定健診実施状況(速報値)

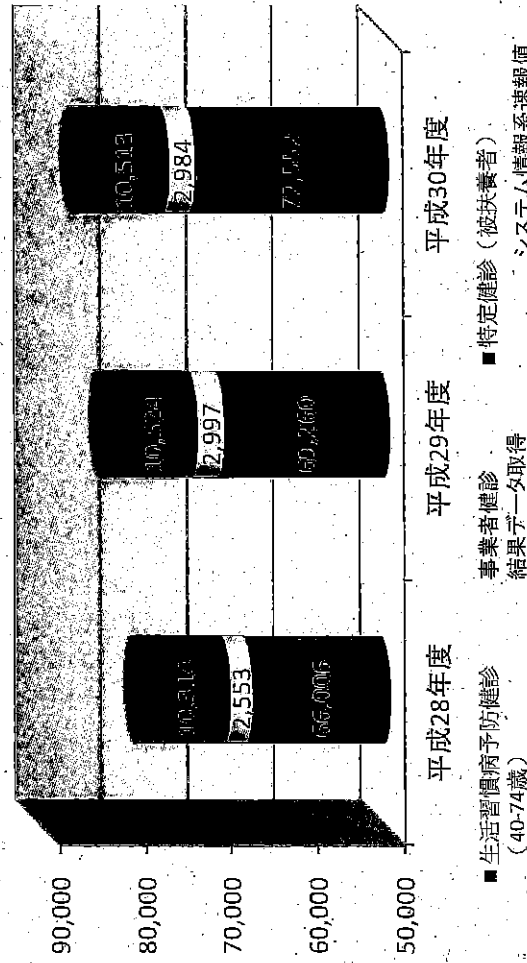
	被保険者 対象者	被扶養者 対象者	加入者 計	生活習慣 病予防健 診	実施率	事業者 健診	実施率	被保険者 計	実施率	特定健診 (被扶養 者)	実施率	加入者計	加入者 実施率
H28年度	94,146	28,026	122,172	66,006	70.1%	2,553	2.7%	68,559	2.7%	10,314	36.8%	78,873	64.6%
H29年度	98,266	28,184	126,450	69,260	70.5%	2,997	3.0%	72,257	3.0%	10,524	37.3%	82,781	65.5%
H30年度	101,438	27,818	129,256	72,552	71.5%	2,984	2.9%	75,536	2.9%	10,513	37.8%	86,049	66.6%
H30-29	3,172	-366	2,806	3,292	1.0%	-13	-0.1%	3,279	-0.1%	-11	0.5%	3,268	1.1%
H30目標	98,838	28,548	127,386	71,000	71.8%	4,000	4.0%	75,000	4.0%	13,540	47.4%	88,540	69.5%

◎結果および課題

健診件数は、年1%ほど増加しているが、30年度目標を達成できなかった。
生活習慣病予防健診は、3,000件ほど増加しているが、事業者健診・被扶養者の特定健診は目標を大きく下回っており、今後の課題となっている。

◎対策

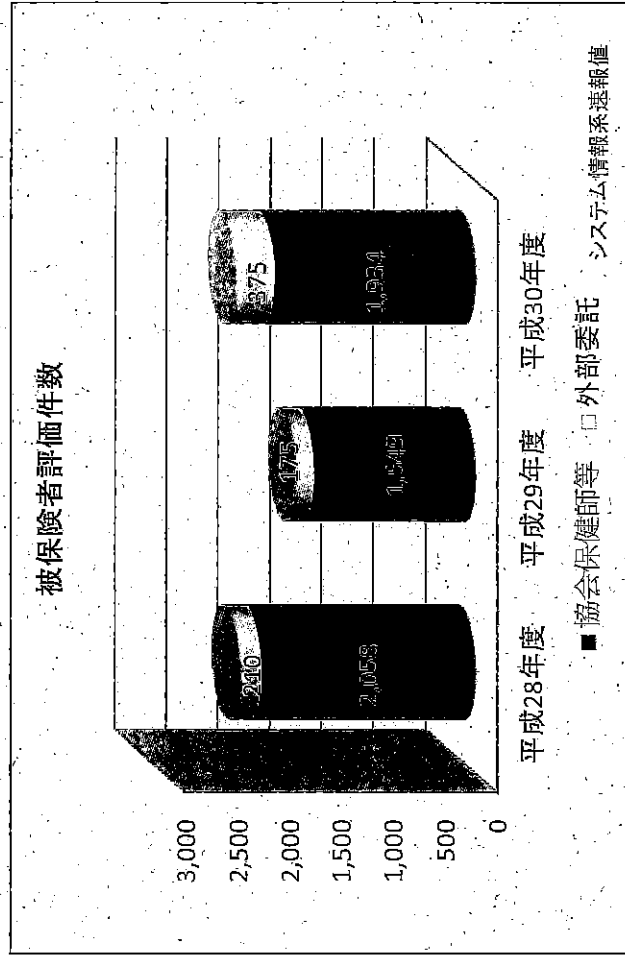
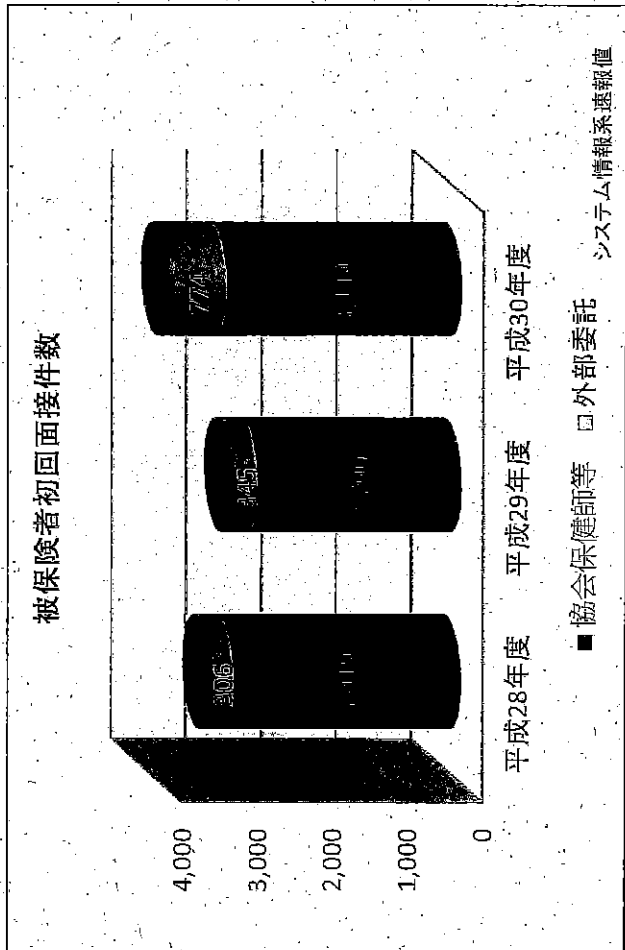
事業者健診については、データ提供可能な事業所のデータを取りこぼしなく獲得するとともに、新規提供事業所の獲得を図る。
被扶養者の特定健診については、他機関との連携により、30年度から開始した「まちかど健診」の日数・勸奨地域を見直し、受診者数増を図る。



2. 平成30年度特定保健指導実施結果①

被扶養者特定保健指導実施状況(速報値)

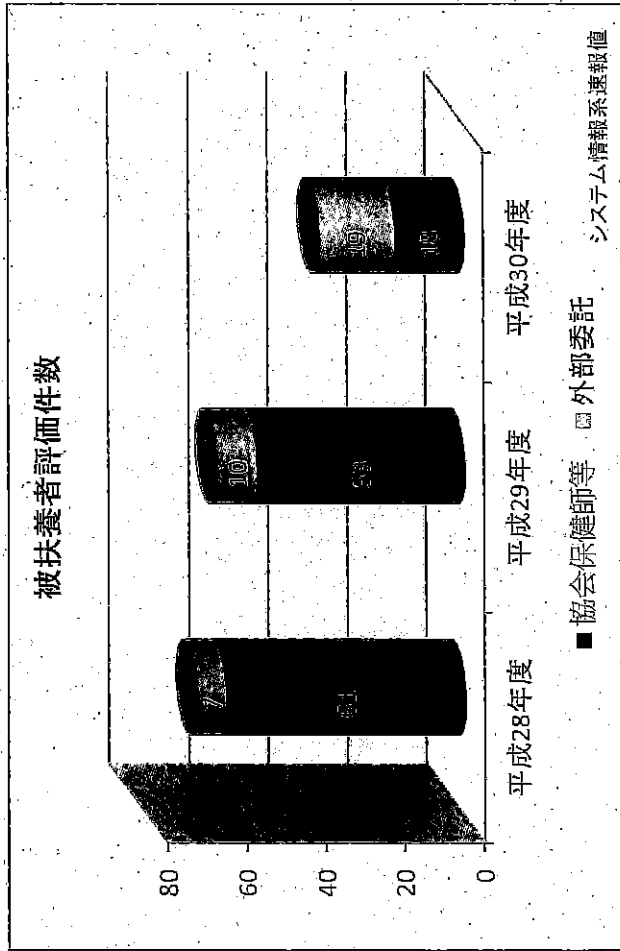
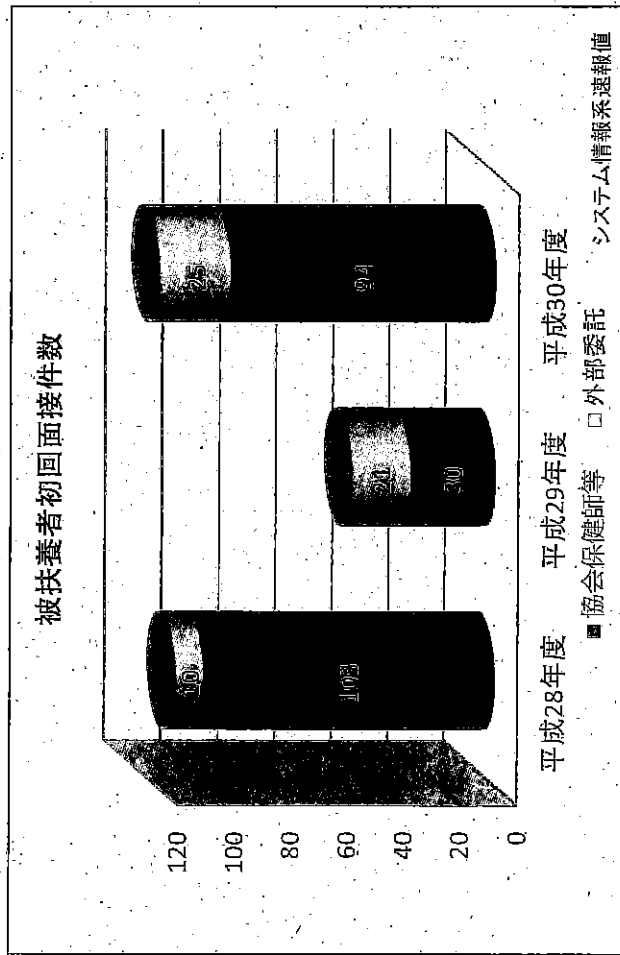
年度	対象者	初回面談		計	6ヶ月後評価		評価実施率
		協会保健師等	外部委託		協会保健師等	外部委託	
平成28年度	739	103	10	113	61	7	68
平成29年度	780	30	21	51	53	10	63
平成30年度	938	94	25	119	18	19	37
H30-H29増減	158	64	4	68	-35	9	-4.1%
平成30年度目標	975	90	30	120	60	15	75



2. 平成30年度特定保健指導実施結果②

被保険者特定保健指導実施状況(速報値)

年度	対象者	初回面談		6ヶ月後評価		評価実施率
		協会保健師等	外部委託	協会保健師等	外部委託	
平成28年度	13,293	3,019	306	2,058	210	17.1%
平成29年度	13,972	2,700	345	1,549	175	12.3%
平成30年度	14,717	3,114	774	1,934	375	15.7%
H30-H29増減	745	414	429	385	200	3.4%
				計	計	
				3,325	2,268	
				3,045	1,724	
				3,888	2,309	
				843	585	



2. 平成30年度特定保健指導実施結果③

加入者特定保健指導実施状況(速報値)

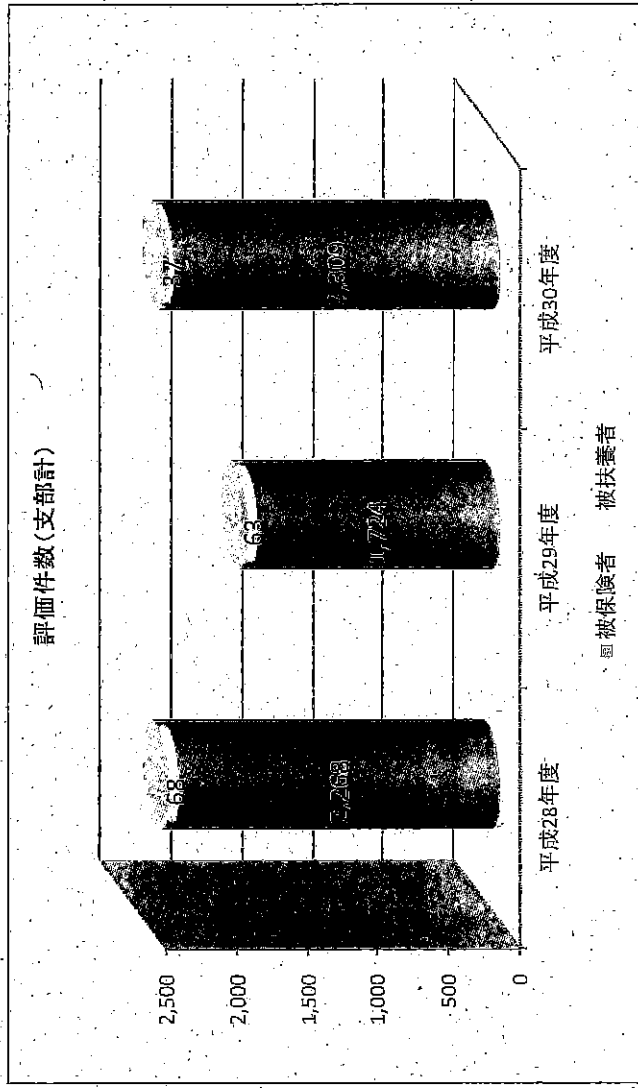
	被保険者対象者		被扶養者対象者		被保険者初回		被扶養者初回		加入者初回計		初回実施率		被保険者評価		被扶養者評価		加入者評価計		評価実施率	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
平成28年度	13,293	739	780	3,325	113	3,438	24.5%	2,268	68	2,336	16.6%									
平成29年度	13,972	780	3,045	51	3,096	21.0%	1,724	63	1,787	12.1%										
平成30年度	14,717	938	3,888	119	4,007	25.6%	2,309	37	2,346	15.0%										
H30-H29増減	13,293	158	843	68	911	4.6%	585	-26	559	2.9%										
H30目標値	14,550	975	3,270	120	3,390	21.8%	2,180	75	2,255	14.5%										

◎結果および課題

被保険者の特定保健指導件数及び実施率は、現在のところ、前年度および目標値を上回り、28年度並みに伸ばすことができた。保健指導機関での件数の増、マンパワーの回復等が要因と思われる。
被扶養者の実施率が課題だが、30年度に健診当日指導を取り入れたことにより、初回面接件数が大きく増加しており、今年度の実施率増加が見込まれる。

◎対策

- ・「まちかど健診」や事業所での健診時に当日保健指導を増やすことで、初回面接の増加を図る。
- ・外部委託機関を増やすために、様々な機会をとらえて受託奨励を実施する。
- ・研修会等を通じて担当者のスキルアップを図り、中断率の低下や、改善率向上を図る。



3. 平成30年度重症化予防事業①

1.) 受診勧奨実施事業

健診の結果、高血圧、高血糖があり受診が必要と診断された後も6か月以上受診が確認できない方に対する受診勧奨

平成30年度受診勧奨結果(未治療者に対する受診勧奨) 目標:11.1%

令和元年5月31日現在

	勧奨数	勧奨後 3か月以内 受診数	受診率	備考	H29 受診率
一次勧奨件数	3,923	278	7.1%		10.2%
H30.4-30.9勧奨	1,971	196	9.9%	レセプト受付H31.3月まで確認(H31.1月受診分)	10.5%
H30.10-31.3勧奨	1,952	82	4.2%		9.8%
	勧奨数	勧奨後 3か月以内 受診数	受診率	備考	H29 受診率
二次件数	943	82	8.7%		10.3%
H30.4-30.9一次勧奨分	485	53	10.9%	レセプト受付H31.3月まで確認(H31.1月受診分)	10.8%
H30.10-31.3一次勧奨分	458	29	6.3%		9.8%

◎結果および課題

受診率の向上のため、二次勧奨の時期を2週間早めるとともに、手書きの文書を送付した。

一次勧奨については、上期において前年度を下回っている。

二次勧奨は、上期において0.1%上回っているが、目標値は達成できていない。

◎対策

手書きの文書送付は、今後も継続して効果を判定する。

一次勧奨対象者は、本部発送の勧奨のみとなっているが、今後支部で追加の支援を検討するなどして受診率向上を図る。

3. 平成30年度重症化予防事業②

2) 糖尿病性腎症重症化予防事業

① かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業

糖尿病性腎症重症化予防事業モデル事業として、糖尿病で治療を受けておりかつ腎機能低下が疑われる者に対して、かかりつけ医の指示を受けながら半年間の支援を行うもの。
(実施結果)

- i.) 山梨県医師会、甲府市医師会に説明を行った後、甲府市の医療機関75機関に対し、本事業への協力の可否についてアンケートを実施。32件の回答のうち、協力可能と回答があった24機関で、対象者がいる機関を訪問し協力依頼を行ったが、実施には至らなかった。
- ii.) 富士川町の1医療機関に協力依頼を行ったところ、1名から希望があり、半年間に渡って支援を実施した。
- iii.) 協会けんぽ山梨支部の顧問医より紹介を受けた1名に対し、面談による初回指導を実施。その後の支援を希望せず、中断となった。

② 軽度代謝異常の方で、腎機能低下のリスクがある者への追加受診勧奨

本部が実施する血糖・HbA1Cの一次勧奨対象者のうち、尿たんぱくが陽性の者に対し、手書き文書を含む勧奨通知およびパンフレットを送付し、受診勧奨を実施。66名に勧奨した。(平成30年10月勧奨者まで49名中5名が受診)

③ 富士川町慢性腎臓病予防教室への参加勧奨

平成30年12月に実施する慢性腎臓病予防教室への参加勧奨文書を送付(対象：eGFRが30以上60未満の109名)

◎課題

- ① 対象者の選定・勧奨方法の検討が必要。
- ② 勧奨後3か月以内の受診率は、10.2%と低調(他の一次勧奨対象者の受診率が、9.9%)
- ③ 富士川町で、参加者の「保険の種類」を確認していないため、参加の有無が不明

◎対策

- ①②とも、より効果的な勧奨方法の確立が必要。①については、主治医と相談の上、本人への通知を検討する。
- ②については、送付文書・パンフレットの見直しを行う。
- ③は、効果の判定はできないが、情報提供の機会として、今後も継続する。

業務グループ

1. 現金給付適正化の推進

平成30年度事業計画

- ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PT(プロジェクトチーム)の議論を経て事業主への立入検査を適正に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ・傷病手当金と障害年金の併給調整について、事務手順書に基づいて確実に実施する。

平成30年度取組結果

- ・保険給付適正化PT会議開催回数 6回
- ・事業主への立ち入り検査実施結果 1件
- ・資格取得日疑義にかかる年金事務所への調査依頼結果 1件
- ・傷病手当金と年金との併給調整について、事務手順書に基づいて確実に実施した。

◎平成30年度 傷病手当金と老齢年金・障害年金との併給調整実績

老齢年金		障害年金	
件数	金額	件数	金額
12件	2,479,948円	41件	11,384,025円

2. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

平成30年度事業計画

・加入者に対する文書照会を強化するために、多部位（施術箇所が2部位以上）かつ頻回（施術日数が月10日以上）の申請について実施する。また、「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合

平成30年度事業計画	平成30年度事業結果	目標KPIとの差
0.9%以下	0.89%	-0.01%

平成30年度取組結果

- ・多部位かつ頻回の申請に対し、2,093件の文書照会を実施した。（29年度1,559件）
- ・「部位ころがし」について、本部から提供されたデータをもとに平成31年1月に190件、平成31年2月に145件の文書照会を実施した。
- ・柔道整復審査会での疑義案件について、担当医師等への文書照会を実施。その結果、すでに支給決定済みの1件について、不支給とすることが判明したため施術者に対して返納を求めた。

3. サービス水準の向上

平成30年度事業計画

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・「CS向上検討委員会」を設置し、電話対応のスキルアップ等に向けた検討を行う。

KPI

① サービススタンダードの達成状況

平成30年度 事業計画	平成30年度 事業結果	目標KPIとの差
100%	100%	—

② 現金給付等の申請にかかる郵送化率

平成30年度 事業計画	平成30年度 事業結果	目標KPIとの差
87.0%以上	87.54%	0.54%

平成30年度取組結果

- ・傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの期間を10営業日以内(サービススタンダード)を遵守し、進捗状況を適切に管理し100%を維持することができた。所要日数5.37日程度で支給している。
- ・窓口へお越しいただかなくても申請手続きができるように、各種広報媒体を活用し、郵送による申請が可能であることを周知するとともに商工会等への申請書の設置等を行ったことで、申請手続きの郵送化率が87.54%(29年度87.0%)となった。
- ・外部委託業者によるお客様満足度調査において、窓口アンケート調査100%(29年度98.9%)、架電調査70.0%(29年度66.7%)の実施結果となり、ともに前年度を上回ることができた。

4. 限度額適用認定証の利用促進

平成30年度事業計画

- ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。また、医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するとともに案内をお願いすることで利用促進を図る。

KPI

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合

平成30年度事業計画	平成30年度事業結果	目標KPIとの差
83.0%以上	76.97%	-6.03%

平成30年度取組結果

- ・納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報及び健康保険委員への研修会等の機会を捉え、制度周知を実施した。
- ・医療機関に直接訪問(49機関)等により、窓口申請書を設置及び入院等に申請案内をしていただくよう協力依頼を行い、新たに5機関増え、県内の協力医療機関が69機関となった。
- ・重度心身障害者医療助成制度の窓口である市町村へ申請書を設置するため県障害福祉課へ依頼し、全市町村の窓口へ設置することができた。

5. 被扶養者資格の再確認の徹底

平成30年度事業計画

・被扶養者資格の確認対象事業所からの提出率を高めるため、未提出事業所への勧奨を行う。また、未送達事業所については、調査を行い確実に事業所へ送付する。

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

平成30年度事業計画	平成30年度事業結果	目標KPIとの差
87.0%以上	87.1%	0.01%

平成30年度取組結果

- ・6月～8月にかけて被扶養者資格再確認対象の9,573事業所に「被扶養者状況リスト」を送付し、8,334事業所から確認書の提出があり、534名の被扶養者資格が解除となった。この結果、高齢者医療制度等納付金について、推計で13百万円の負担軽減が図られた。
- ・被扶養者資格再確認に加え、協会においてマイナンバーが確認できていない方のマイナンバーの確認作業を同時に実施した。

レセプトグループ

1. 効果的なレセプト点検の推進

平成30年度事業計画

- レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進するため、自動点検等、システムを効果的に活用、また、点検結果情報の共有化や研修を実施し、点検スキルの向上を図る。
- 医療費の適正化を図るため、レセプト情報を活用し、多受診者に対する適正受診の啓発、指導を実施する。

KPI

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率以上とする。(0.38%以上)

平成30年度事業計画	平成30年度事業結果	目標KPIとの差
0.37%以下	0.348%	-0.022%

平成30年度取組結果

◎ レセプト点検結果

点検項目	平成29年度実績			平成30年度実績			
	件数	金額	効果額	点検項目	件数	金額	効果額
資格点検	7,662	268,081,279	1,063	資格点検	7,212	279,632,937	1,100
外傷点検	1,337	64,207,884	255	外傷点検	1,974	94,411,534	372
内容点検	8,224	28,086,840	111	内容点検	9,507	39,281,040	155

◎ スキルアップ事業実施状況

本部主催	参加人数	支部主催	参加人数
新人点検員研修	1名	外部講師研修 医科	6名
点検員研修 医科	2名	外部講師研修 歯科	5名
点検員研修 歯科	1名	支払基金講師研修	6名

支部内勉強会	毎月2回開催
支払基金との再審査 疑義事例協議会	毎月1回開催

◎ 多受診者対策実施状況

年度期首対象者数	年度中 新規対象者数	対応完了者数	対応者残数
5名	2名	3名	4名

平成30年度取組結果

- ・内容点検において、自動点検によるシステムを活用した点検のスキルアップと点検体制の見直し等により前年度を上回る査定額を算出することができた。(対前年度比 査定額 +11,194,200円 効果額 +44円)
- ・本部・支部主催の研修及び支払基金職員による研修を実施し、新たな点検項目の参考とすることができた。
- ・多受診者対策として、保険給付適正化PT会議を定期的に実施。支部内での情報共有を図りながら、各個人への文書による啓発を実施。これにより、受診回数が減少し、対応完了となった。

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務

平成30年度事業計画

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行う。
- ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整、弁護士名催告の拡大及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率95.0%以上とする

平成30年度事業計画	平成30年度事業結果	目標KPIとの差
95.0%以上	93.85%	-1.15%

- ②返納金債権（資格喪失後受診にかかるものに限る）の回収率を対前年度以上とする

平成30年度事業計画	平成30年度事業結果	目標KPIとの差
56.53%以上	78.78%	22.25%

- ③医療費給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

平成30年度事業計画	平成30年度事業結果	目標KPIとの差
0.057%以下	0.052%	0.005%

平成30年度取組結果

・返納金債権の発生原因の1つでもある未回収保険証による医療機関受診を削減するため、保険証回収の向上に努めた。

①返納催告実施を2週間以内から1週間以内と短縮・電話催告を下半期より実施し、回収率向上を図るとともに、保険証の早期回収による資格喪失後受診の防止を強化した。

(平成30年度上期回収率91.9%、下期回収率96.5%)

②年金事務所に対して保険証の回収協力依頼を実施した。(毎月)

・返納金催告の効率的な実施、保険者間調整、弁護士名催告、法的手続き(支配督促)を積極的に活用した結果債権回収率が大幅に向上となった。